

大分県報

平成二十九年
号外（四一）
三月三十一日

（金曜日）

目次

規則

大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………一

○規則

大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十五号

大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「、第二百二十一条第一項」を削り、「免許」を「許可」に改め、同項第二号中「又は旅客航空運送取扱業」を削り、同項第三号中「免許」を「許可」に改める。

第一号様式から第三号様式までの規定中「不定期航空運送事業」を「航空運送事業」に改める。

第九号様式から第十一号様式までを次のように改める。

第9号様式（第8条関係）

土地等 使用目的変更 用 許可申請書

大分県知事 殿

住所 年 月 日
ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日 印

（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

飛行場内の知事が管理する土地、建物等の使用目的変更 用 許可を受けたいので、大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	財産の表示	使用目的	使用期間	許可年月日 許可番号	許可期間	使用目的
2	数 量					
3	使用目的					
4	使用期間		年 月 日から 年 月 日まで			
5	現行の許可内容					

- 注1 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にシを記入すること。
2 氏名(法人にあっては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
3 次の書類を添付すること
(1) 住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
(2) 位置図及び見取図
4 5の欄は、土地等使用目的の変更の許可を申請する場合に、現行の許可内容を記入すること。
5 工作物又は建物の設置を伴う場合は、同時に工作物設置等許可申請書(第10号様式)を提出すること。

【裏面】

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
 なお、果が必要なる場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
 また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に
 利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- ※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

第10号様式（第8条関係）

工作物設置等許可申請書

大分県知事 殿

住所
 住
 ぶりがな
 氏 名
 生年月日 年 月 日 印

（法人にあっては、その名
 称及び主たる事務所の所
 在地並びに代表者の氏名）

飛行場内における工作物の設置等の許可を受けたいので、大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1	申請の区分	(1) 設置	(2) 増築	(3) 改築	(変更前)	
		(4) 移転	(5) 用途変更			
2	設置等の場所					(変更前)
		種類				(変更前)
		構造				(変更前)
3	工作物等の内容	数量				(変更前)
						(変更前)
4	設置等の目的					(変更前)
5	使用期間	年 月 日から	(変更前)	年 月 日まで	日から	
		年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	
6	工事予定期間	着工予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		しゅん工予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

- 注 1 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にシを記入すること。
 2 氏名(法人にあっては、代表者氏名)を記載し、押印することによって、自署することができる。
 3 次の書類を添付すること。
 (1) 在民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
 (2) 位置図、設計図面、仕様書及び工事明細書
 (3) 申請者の所有でない土地又は建物を使用する場合は、当該土地又は建物を使用する権利を有することを証明する書類
 4 既に受けている許可の変更の場合には、2から5までの欄の変更前の箇所に許可を受けている事項を記入すること。

【裏面】

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
 なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
 また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に
 利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となつている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- ※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

第11号様式（第9条関係）

飛行場内営業許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿
 住所 住 所
 住 居 住 居
 氏 名 氏 名
 生年月日 生年月日 年 月 日 印

（法人にあっては、その名
 称及び主たる事務所の所
 在地並びに代表者の氏名）

飛行場内における営業の許可を受けたいので、大分県中央飛行場の設置及び管理に関する
 条例第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	営 業 の 種 類	
2	目 的	
3	資 本 の 額	
4	利 用 す る 施 設	
5	営 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6	現に行っている営業がある 場合は、その営業の概要	
7	備 考	

- 注 1 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□に○を記入すること。
- 2 氏名(法人にあっては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 3 次の書類を添付すること。
- (1) 住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
 - (2) 資産又は納税に関する証明書(法人にあっては、前年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書)
 - (3) 当該営業について行政機関による許可その他の処分を必要とするときは、当該許可その他の処分を受けていること又は受ける見込みのあることを証する書類

【裏面】

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に
利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。